

第四十八回国会
衆議院

地方行政委員会 議録 第七号

昭和四十年二月十八日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 中島 茂喜君

理事 川村 継義君

理事 安井 吉典君

理事 奥野 誠亮君

理事 武市 恭信君

森田重次郎君

和爾俊二郎君

井岡 大治君

重盛 寿治君

華山 親義君

門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 吉武 恵市君

出席府政委員

自治事務官 (大臣官房長) 松島 五郎君

自治事務官 (行政局長) 佐久間 彌君

自治事務官 (財政局長) 柴田 護君

委員外の出席者

専門員 越村安太郎君

二月十八日

委員阪上安太郎君辭任につき、その補欠として

只松祐治君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員只松祐治君辭任につき、その補欠として阪

上安太郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方行政連絡會議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、參議院送付)
地方自治に關する件(地方公務員の服務及び懲戒に關する問題)

○中馬委員長 これより會議を開きます。

地方行政連絡會議法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますのでこれを許します。門司亮君。

○門司委員 この地方行政連絡會議法の内容は、条文についてはあとで聞きたいと思ひますから、概括的に最初に聞いておきたいと思ひます。これは、この法案の目的自身が、この法案だけを読んだのではわからぬということであり、大臣の説明書の中にもありますように、単に連絡會議だけであるのか、あるいは、そこで定められたものは尊重せられなければならない、こう書いてあるが、事業計画までここで行なうのか、行政上の連絡だけなのかということであり、私は、そういうことを聞きますのは、広域行政、広域行政と云っているが、広域行政は単なる横の連絡だけではないと私は思ふ。それだけでは片づかぬ。広域行政を行なうとすれば、産業あるいは道路というようになすべし、いわゆる金のかかるものも協議し決定しなければ、ほんとうの広域行政というものは成り立たぬと思ふ。その辺はどうなんですか。きめられたものを、どういうふうに施行するがいいかということも協議するものですか、それとも、そういうことを企画、立案する連絡會議ですか。この法案の大臣の説明書だけではちつともわからぬ。それはどっちがほんとうなんですか。

○松島政府委員 この連絡會議におきましては、

きめられたものの実施だけをやるのか、あるいは、計画そのものもきめるような性質のものかというお話でござりますが、このいろいろな計画によつてきめられたものを実施いたしていきます場合にも、いろいろな問題が出てまいりますので、そういう問題については、実施段階において、いろいろ協議をしていかなければならない問題も多からうと思ひます。そういうものも当然この議題にならうかと考えております。また、計画を定めます場合にも、その計画を定めるにあたっては、いろいろな問題がござりますので、計画をここできめるというわけではございせんけれども、計画をきめるにあたって、あらかじめ調整しておかなければならぬ問題というものについて、いろいろ相談し合うということはある得ると考えております。

○門司委員 いまの答弁はきわめてあいまいなんです。私が聞いておるのは、そういうことでなくて、あらかじめきめておくというものではない。私は、なぜそういうことを聞くかといふと、議會の關係があります。こういう自治とは私は申し上げませんが、公選された知事、あるいは市長と、政府の命令で動いておられます地方出先機関というものは、性格は全然違ふのであります。片一方は命令を受けたものであつて、その仕事をすればいいのである。ある程度本省に具申することもあるかもしれない。しかしそれが予算化し実行する計画はほかで立てられる。知事はそれはまいりません。市長はそれはいいかない。ここで協議されたことは、あらかじめこういうものをこしらえようということも協議されたものは、この条文の中には、尊重しなければならぬというところで拘束しておる。議會がノーと言つたらどうなるのです。議會と連絡會議における市長の権限はどこで調整されておりますか。この法律ではどこも調整

されておらない。一体どうなるのですか。

○松島政府委員 議會は、それぞれ議決権を持つて団体の最終意思決定を行なう機關でござります。したがうして、かりにここでいろいろ、こうしようあしようということになりました、それに基つて知事が提案をいたしたといひました、それは当然に議會を拘束するものではもちろんございせん。議會は議會の立場で公正な判断をし、妥當な結論を出すべきものであると考えているのでござります。ただ、實際の運用の面にあたりましては、やはりそういう問題に關連をいたしますものは、あらかじめ議會の意向を確かめるとか、そういうことで會議に臨んでものを處理していくというようなことにならうかと思ひますが、いま申し上げましたように、法律的に申しますならば、どこまでも議會は議會として獨立の存在でございまして、この會議がかりにどうきめようとそれによつて拘束されるものではないと考へます。

○門司委員 そうだとすると、この法案は全く用をなさない、実行面においてはほとんど半身不随と言つたほうがよろしい。ただ、計画されておる、既設のものについて、お互いが連絡協調していくだけならそれはいいかもしれない。しかしそれすらも、これは多いところは九つぐらの關連した自治体の長が加わるわけですから、おのおのの家の都合でそう簡単にいかないかもしれない。まして新しく計画しようとするようなものがある。いまの自治省の答弁のようなことであるならば、やみの世界を助長するようなものである。議會が決定しない以前に決定されるであらうということをおぼろげにきめて、知事がこゝに出ていくというような不都合なことは、今日の自治法では許されずまい。私は、あくまでもこの法律の内容は、その点に觸れていないので、きわめて危険

な法律だと考える。だから、いまの答弁だけで、これをこの国会で通すということは、私は非常に危険だと思う。もしこの法案をこの国会で通したいというなら、その辺の調整をもう少しはつきりしてもらいたい。そうして議会との摩擦は何にもないのだという形を出してもらわぬと、法律はできた、ここで協議された、それが議会の中に持ち込まれて否決されるか否決されないかということになってくる段階におけるいろいろな混乱というもの、私は避けられないと思う。地方行政の運営の中で議会の混乱ぐらゐ地方自治体に迷惑なものはないのであります。これはもう自治行政の根本の問題である。全く自治行政を忘れたこういう官僚のたくさん集まる場所、しかもこの構成を見てごらん下さい。どっちが多いです。知事の頭数が多いのか向こうさんの頭数が多いのか。単なる出先の機関、営林署の署長というのは一体どれだけの権限をゆだねられておるのか。あるいは、建設省の局長はどれだけの権限をゆだねられておるか。幅の狭い官僚の集まりで議論されるところかに、一方には議会という民主的な機関を通じての動きかなければならない知事が、実際の具体案をこしらえるなどということとんでもないことです。そうしてそれが地方に押しつけられるということになれば、全く議会軽視というよりも地方自治行政を無視した行き方にならざるを得ないので、いまの答弁だけで、私どもはこれをさようでございませうかと言うわけにはまいりません。一体そういう場合が起こったときに、ほんとうにどこで調整されるのですか。そういう場合が起こったときに、ここには尊重しなければならぬと書いてあるけれども、もう一つは、これはすべてが合意されなければ——この条文の説明書を読んでみますると、一つの関係者でもそれにノーだと言えれば、そのことはできないように大体なっておるよ、に思われる。そうなってくると、一つの自治体の長が、あるいは議会が反対したことのために、その会議で決められたことは全部だめになってしまふというきわめて不見識なものだ。なぜ一体こ

ういうものが要るのです。従前の知事は官僚であつた、そうしてすべてが官治行政のもとに行なわれておつたときには、そういうことがあるいはいいかもしれない、知事が原案執行権を持つておる場合にはこれでもいいかもしれない。しかしいまの知事に原案執行権はないでしょう。必ず議会の協賛を経なければならぬ。その場合に、議會を無視して長が出かけていって、かつてな事業計畫を立てて歸つてきて、こういうふうにきめてきたから、それで納得してもらいたいというようなことがかりそめにもあるとしたら、これはとんでもない自治の破壊です。事前に相談していこうとすれば、なお悪いです。だから私はこの点をもう少しはつきりしてもらはぬと、問題としてはやりにくいんじゃないか。

この法案を、ここまで言えば少し言い過ぎかも知れませんが私は、これに似たような法案が戦時中ありましたので、一応戦時中の官報、戦時中の勅令その他をずっと読んでみますと、全く同じようなことが書いてあるところがたくさんあるのです。今度は法案になっておりますから、名前は多少違っておりますが、御承知のように昭和十八年にできておった戦時立法の中に、勅令第五百四十八号というのがあります。これは最初の戦時立法から多少離れたものでありますが、地方行政協議会令というのがある。こういうものをずっと読んでごらんなさい。ほとんど同じようなものがこの中に出てきていると私は思う。ことによく似ているのは、この中にあります。私ははつきり条文を読んでおきたいと思いますが、一つは、問題になりますのは地域の区分の問題、ほとんど同じでしょう。これに新しく指定市が加わっているということが、違っておるといえば多少違っておるといえるかもしれない。そのほか条文の中にも同じようなことがかなり私どもの見た目では考えられる。だから自治省が、さっきから聞いておりますように、そういう地方の会議との関係を何ら考慮しないで、こういう法案をこしらえたというものの考え方の根底には、かつての戦時立法と

同じような考え方がありはしないか。戦時立法と多少違いますのは、協議して、それがととのわなければいけない、あるいはととのつたものについて、これは尊重して責任を持たなければならぬ、という多少の自主性が持たしてあるだけでありまして、あとはほとんどこの条文とは変わりがない。一番似ておるようなところは、たとえば戦時立法でありました、これは昭和十八年にできたときよりもっと古い昭和十五年の五月二十日に出ておる内務省の訓令にも地方連絡協議会規程というものがあつて、同じような区割りがしてある、そうして第四条にはどう書いてあるかというところ、

「地方連絡協議会ノ會議ハ必要ニ応ジテ之ヲ開クベシ地方連絡協議会必要アリト認ムルトキハ他ノ府府県又ハ其ノ他ノ地方官庁ヲシテ其ノ會議ニ参加セシムルコトヲ妨ゲズ」

こういうふうに書いてある。その他の国の出先機関をその中へ入れてもよろしいという全く同じ意味のことがはつきり書いてある。そのほかの条文をこれから質問の中で私はだんだん明らかにしていきたいと思ひますが、こういう形でもしこの法案が考えられておるとすると非常に大きな問題を来たすのではないかと。そしてこの戦時立法の親法案といわれておるのは、勅令第百三十三号であります。いわゆる戦時行政職權特例という勅令に基づいてそういう連絡協議会ができたということは、いずれもこの当時国会を通つたものではございません、勅令でやつているのでありますから、ごくわずかな官僚がやつた仕事だと思ひますけれども、こういうものが昭和十五年にすでにできて、そうして戦争遂行中に、こういう九つのブロックに分けた行政連絡会議というものができてきておる。その当時は、先ほどから申し上げておりますように知事が官選であつて、しかも行政が官治行政といわれておるほどはつきりしたものでありませんから、こういう運営が容易に行なわれたかもしれない。しかし今日の社会でそういうことが考えられようとはわれわれは思はない。したがって、先ほどから申し上げておりますような地方の議会との関連性

を全然見ていないというのは、私は非常に問題だ
と思うと同時に、先ほどの答弁では、議決された
ものの、いわゆる話し合いのできたものは、当該議
会でもそれを尊重してもらいたいというような答
弁があったのであります。この場合は尊重
するというような答弁で事が足りると思うが、実
際の議会になってまいりますならば、議決権を
ある程度侵害して、そうして地方の自治体の自主
性を圧迫するものである、これを私は現地につい
てははっきり言えると思う。したがって、この法
律ではそういうことは全然ないのだという保証が
法律全体の中にどこかにございますか。私は先ほ
どから申し上げておりますその保証のない限り
は、こういう法律を通したらそれはえらいことにな
って、自治行政の混乱を導くことになりはしな
いかと考えるのですが、どうなのですか。絶対に
そういう危険はございません、どんなことを協議
しても、一つの当該自治体がノーと言えば全部御
破算だということをここではっきり確約ができま
すか。それから事業計画というふうなものをここ
で立てない、立てるものは、各都道府県で議決さ
れたものはここに持ち込むことはできますが、そ
れ以外のものはここでやらないのだという取りつ
けができますか。私は一步を譲り百歩を譲って
も、少なくとも地方議会でこういう計画を持って
おり、こういう計画ができてゐるのだ、こういう
計画を遂行するためには各都道府県がどういふ
うに協力してくれるか、どういふふうに官庁が協
力してくれるかというように、具体的に議会との
摩擦のない形でこれを行なうのだ、こういうこと
に善意に解釈すれば私はそうだと思う。またそう
いう答弁を私はされるだろうと思う。しかし、そ
の保証がこの法律の中にどこかにございますか。

○松島政府委員　ただいま戦時中にできました地
方行政協議会なりあるいは地方総監府なりと、そ
の組織等において全く同じものではないかという
御指摘が第一点にございました。形の上では御指
摘のとおりブロックの分け方などもほぼ似た形を
とっておくことは事実でございます。しかしなが

か。

○松島政府委員　区域をどのように分けましても、その境目の隣と隣との間には、それぞれ隣接しております以上はいろいろな問題があることは御指摘のとおりでございます。したがいまして、先生のおっしゃるように、こういう一つのブロック別に分けずに、そういう問題のあるところが任意に結合して、弾力的に運営をすることができるようにしたほうがいいのじゃないかというお説、まことにございもつともでございます。ただ、この会

議は、そういう形で運営をいたしますと、とかく国の出先機関などが、特に協力態勢が、あるところはあったり、あるところはなかったりというところで、薄くなるのじゃないか、むしろこの際はひとつつ区域を——その区域にはいろいろ御指摘のような問題はあろうかと思いますが、従来から分けられております区域を基礎にいたしまして、組織的に会議をするという体制を整えることによつて共通の問題を討議し合う場をまず設定するということが必要ではないか、土俵をきめずにやることも一つのやり方ではあろうと思いますが、あるいは土俵をきめずにといいますか、そのつど土俵を

きめてやるというのも一つの方法ではありましょ
うけれども、つくられた土俵において常に顔を合
わせ協議をするというような体制をつくること
も、またものごとを円滑にしていくなんではな
いか、かように考えたわけでございまして、そう
いう観点から九つの区域に分けて、その区域にお
いて具体的な問題を取り上げて協議をしていこ
う、これがこの連絡会議でございます。

○門司委員 これだけで終わりますが、ついでで
すからこの問題だけ一つ伺います。

いまの御答弁ははなはだ奇怪でありまして、そ
れならもう少し国の出先機関と現存しておる地域
開発その他との関係を整理してもらいたい。いま
ここで初めのほうに書いてある新潟県の問題を持
ち出しましたが、新潟県は三つのブロックに関係
しております。東北開発に関する限りは東北に関
係しておりますし、その他の問題は関東に関係し

ておる、北陸に關係しておる。新潟県はそういうことになっておる。その他そういう県は二、三あるはずだと思ふ。そうすると、その上にまたこういうものをつくって、この會議はこつちじゃないか、この相談はこつちです、この相談はこつちでやるのだ、何が何だかわけがわからぬです。もしいまのような御答弁なら、国の出先機関をこの九つできちんと合せて置きなさい。そうすればそういう問題は起こらぬと思ふ。同時に、道路計画は、産業に最も關係のある道路は、こういうブロックだけで解決のできるものではない。お互いにその隣の県とその隣の県が共同して、これがずつと進められて日本全体が総合されてくるのであって、ブロックだけで相談していいものでは決してないと思ふ。だから、私は、戦時中のブロック會議と同じと考える。戦時中は国の統制のもとに一切を行なわなければならぬ。特にそれで問題になるのは軍管區がこのとおりだった。軍の管區と地方の行政管區と一つにするということが、軍事目的のためには非常にやりよかつたに違ひない。私は、それは考えられる。しかし、いまはもう軍の管區などはありはしませんから、考える余地もないし、必要もない。行政だけの面を考えれば、もう少しゆとりのある法律をこしらえることがよかつたんじゃないかと考えるが、いまのような御答弁には私は賛成するわけにはいかない。

もう一つ、念のために御答弁願つておきたいのは、国の出先機関に対しては自治省はどう考えているか。いま申し上げましたように、一つの県が三つも四つもの各ブロックに分かれて協議をすることになっていく。それでまた、これをこしらえてよいのかどうか。行政の複雑さというようなものやどう簡素化しようとするのか。行政を簡素化しなければならぬということ、これはもうわれわれがいま言うのもおかしいくらいにはつきりしやう。にもかかわらず、また行政を二重に混乱させようとする政府の意図が、私にはわからぬのです。したがって、先ほどの御答弁のようなこと

とで考えになつておるなら、国の出先機関の整理統合がまず先に行なわれるべきである。

そうして、これから先私は聞かなければならぬが、その背後にあるものは、こういうことによつてだけだ、産業、経済が発展していつて地方格差がなくなるかどうか。国全体の政治の上から見ていくときに、東北は東北だけで集まつてみたところ、一体どれだけの産業開発が行なわれ、関西は関西だけで都合のいいことがきめられる、あるいは四国は四国だけで都合のいいことがきめられるというようなことでよろしいのかどうかということ、政府はどう考えておられますか。

○松島政府委員 このような区域を基礎にするならば、それにあわせて出先機関というようなものやをどう考えるべきかということについて、自治省の見解はどうかというお尋ねでございます。

国の出先機関の問題につきましては、基本的には私も毎度申し上げておりますように、できるだけ国の権限を地方団体に移すことによつて、国の出先機関というものを整理できるものは整理していくというたてまえをとるべきだという考え方を基本的に持っております。しかしながら実際問題として、それがなかなか実現できないという状態にありますことは、まことに遺憾ではございませんけれども、御承知のとおりでございます。

次に、ある出先機関を前提にいたしまして、その出先機関の管轄区域をどう考えるべきかということにつきましては、これは臨時行政調査会などでも、あまりにも国の出先機関の管轄区域がまちまちであり過ぎるという御指摘もあつたように記憶しております。私もそのように考えておるわけでございます。ただ国の出先機関を、それじゃ全部同じ区域にまとめることができるかどうかということになりますと、それぞれ行政目的も多少とも違つておりますので、一律に同じ区域にまとめるというところは困難かと考えますけれども、さしたる支障のないものにつきましては、今後私もできるだけ同じような区域になつて、住民があらへ行つたりこちらへ行つたり

りすることがないようにしていくべきものと考えておるわけでありまして、その方向で努力をいたしてまいりたいと思つております。

それから東北なりあるいは四国なりというような形でまとまつて、そこで地域開発というものを考えただけで、日本の地方格差は正なりあるいは地域開発なりというものがうまくいくのかどうかというお尋ねでございますが、御指摘のとおり、だんだん経済の交流というものは広い範囲になつて行なわれておるもので、したがって、人の移動というものは広い範囲に行なわれるようになっておりますので、そのブロックだけで問題が解決するとは私も考えておりません。しかしながら、今日までの状況を見ますと、そのブロック単位までも問題の討議のしかたが十分にされていなかったのじゃないか。広い範囲で国全体で考えるということももちろん必要でございますけれども、やはり近い地域において共通の問題を共通に考えていくということも必要ではないかというふうに考えているわけでございます。

○中馬委員長 では、地方自治及び地方財政に関する件について調査を進めます。

地方公務員の懲戒処分に関する問題について質疑の通告がありますので、これを許します。只松祐治君。

○只松委員 いま委員長の方からお話がありました地方公務員の懲戒問題についてお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、法律、条例、規則、規程あるいは訓令、いろいろ行政を行なう上において定めがございまして、どれが重い、どれが軽い、これを論ずることはなかなか容易ではありませんが、おのずから法律が一番勢力があり、末端の訓令というものが弱くなつていくということは常識のしからしめるところだと思ひます。自治省の方において、こういう地方行政を行なう上においていろいろなものがあるが、どれが一番重い、あるいはどれが

拘束力が弱いというふうにお考えでございませうか、まず所信をお聞かせたい。

○佐久間政府委員 法律、条例、規則、訓令のどれが重いかというお尋ねでございますが、一がいには申すことができないかと思ひます。むしろ法体系で申しますと、法律が一番上位にあるものでございまして、条例、規則につきましては、これもそれぞれ所管の事項がございまして、あるものにございましては条例で必ず規定しなければいかぬ、ある事項につきましては規則で規定せねばいかぬというような、権限の分配と申しますか、そういうものもあるわけでございます。それからまた、訓令でございますが、これは行政機関がそれぞれ法律あるいは条例、規則によりまして、所掌しておるその責任の範囲内におきまして出すものでございまして、その意味におきましては、法律、条例、規則よりも下位にあるということも申せようかと思ひます。しかし、そのそれぞれの効力、拘束力という点につきましては、それぞれ適法な根拠に基づいて出されたものは、相手方に対しては同様な拘束力を持つものと考えております。

○只松委員 法律が一番拘束力、規制力がある、したがって、順次これが弱くなつていって、訓令が一番拘束力が弱いということ、法律施行者としては常識的だと思ひます。ところが、法律違反の場合、相当にこれに伴う違反事項、法律違反の場合、適用されております。ところが順次条例、規則、規程、訓令というようになってきますと、必ずしもそういう重い罰則というものはなくなり、順次軽くなつてきている、罰則規定等から見てもそういうことが言えるのじゃないですか。

○佐久間政府委員 一國の法律体系の上からいいますと、法律が一番上位にあつて、条例、規則はその下にある、さらにまた訓令ということになりますと、さらにその下にあるということも言えようかと思ひますが、それはたとえば条例の場合に、法律に違反した条例は効力がないという意味

におきまして、条例より法律のほうが上位である
ということが言えるわけでございます。その法令
の適用を受ける相手方から申しますと、法律の規
定であろうと条例、規則でありましよう、さら
にまた訓令でありましよう、それぞれ適法な権
限のもとに出されたものでございませうれば、
同様にこれを順守しなければならぬというわけ
でございまして、その間、上下厚薄の別はないと
いうふうに考えます。

○只松委員 法律論争をするのが主体ではござい
ませんから、そう突っ込んでしませんが、しか
し、法律違反の罰則と、条例や、まあ条例にもい
ろいろございまして、あるいは規則や規程、こ
ういふものに違反してくると順次罰則規定が軽
くなって、たとえば過料なり、あるいは非常な重い
ものでもわずかなものというふうな形になっていく
のは、これは少し法律を学んだ者はおのずから
知っておるところだと思ふのです。あとの論議に
なるから、非常に予防線を張って同じである、特
に被対象者の場合には同じ拘束力を持つというよ
うなことを非常に強弁しておるようだけれども、
その解釈は多少牽強付会に過ぎやしませんか。や
はり憲法なり法律なり、そういうものから順次強
い規制力を持つ。したがって、それに違反した者
は強い罰則を受ける。下の末端に行けば軽い罰則
になる。こういうことは、法体系の罰則事項を
ずっと見ていきましてもそういうことだと思いま
すが、そういうふうな解釈になりませんか。

○佐久間政府委員 その罰則の点になりま
す。御指摘のように法律違反に付せられておる罰
則と、条例違反に付せられておる罰則を比べ
てみますと、条例に付せられておる罰則のほうが
軽い、これは事実でございませう。その意味にお
きまして、重い、軽いということを抑せられるな
らば、それはそのとおりだと思ひます。ただ、い
ずれにいたしましても、その義務として命ぜられ
ております法令の条項を受けます相手方にとりま
して、それを順守する上におきまして、法律に定
められておる義務であるからこれは厳格に守らな

ければいかぬ、条例に定められてある事項である
からこれはまあそれほど厳格に考えなくてもいい
というふうな、順守する義務の側からいたします
と、その間に上下厚薄ということはないものと考
えます。

○只松委員 続いてお尋ねしますが、その中で
訓令とは一体どういうものであるか、ひとつ自治
省の御見解を承りたい。

○佐久間政府委員 訓令は、行政機関が、その機
関の部下の職員に対して、職務上必要な定めをい
たしますものでございませう。

○只松委員 職務命令というものは、通常訓令から
出されるわけですが、そのほかに職務命令とい
うのはどういふ形で出されるか。あるいはさらに厳
密には、職務命令とはどういうことですか、お聞
きたい。

○佐久間政府委員 職務命令は、職員がその職務
を遂行していくにあたりまして、順守すべき事項
を命令されたものかと思ひます。その場合に訓令
というものと職務命令との関係でございませうが、
訓令は、いわば職務上順守すべき事項につきまし
て、一般的な定めとして出されておるものでござ
いまして、それに基づきまして個々の具体的な職
務の執行につきまして出される命令が、職務命令
というふうな考えでございませう。

○只松委員 そこで、問題に入ってお尋ねをいた
しますが、いま全国にたくさんの方公務員がお
いでになります。この地方公務員は大体何%くら
い名札を着用しておるか、わかればさらに、国家
公務員で名札を着用しておるところがあり、して
おればその国家公務員の何%くらいが名札を着用
しておるか、ひとつお教えをいただきたいと思ひ
ます。

○佐久間政府委員 その点につきましては、私ど
も調査をいたしたことがございませんで、何%
くらに着用しておるか承知いたしておりません。

○只松委員 自治省のほうでそういうことを調査
したところはございませうか。全然ございません
か。

○佐久間政府委員 自治省といたしまして調査を
いたしたことはございませんで。

○只松委員 それでは、名札問題、名札を佩用す
るしないという問題が起っております。た
とえば福山市とか八王子市とか釜石市とか、私が
お尋ねをいたします藤市とか、いろいろ問題が起
っておりますが、そういうふうな名札の佩用を
めぐってたくさん問題が起っております、こうい
うことを御存じですか。

○佐久間政府委員 承知いたしております。

○只松委員 そういうところはいろいろござい
なっております、どういふふうな紛争あるいはどうい
うふうな処分がなされたか、そういうことも御存
じでございませうか。知っておればひとつお教えを
いただきたい。

○佐久間政府委員 御指摘の藤市の件につきまし
ては、新聞にも出ておりましたし、私ももの事情
を市の当局者から聴取をいたしましたので、概要
を承知いたしておりますが、そのほかの団体につ
きまして、名札佩用の問題でトラブルがありまし
たことにつきましては、私も承知をいたしてござ
いませう。

○只松委員 それでは、「地方公務員月報」の本
年の一月号に、自治省のほうで職員の名札佩用に
ついてということと聞いて合せて、通達が出てお
りますが、これは御存じですか。それから、これ
は自治省としての統一見解ですか、どこかの機
関の人がこういう回答をされたのですか、お尋ね
をしておきたい。

○佐久間政府委員 御指摘のものは昭和三十九年
十月一日付で自治省の公務員課長から埼玉県の総
務部長あてに、照会に対して回答をいたして
おります。したがって、これは自治省としての
公式の見解でございませう。

○只松委員 藤の問題は多少御存じのようござ
いませうが、ほかのいまだお尋ねしました福山とか八
王子市とか釜石とか、そのあたりでも、名札の着
用をめぐって、あるいは県等でも徳島県庁その他
で問題が起っておりますわけですね。自治省と各地

方行政団体というのはおのずから性格を異にして
おりますけれども、こういうことを全然知らない
で、たまたま藤だけこうやって新聞に出ておった
から知っていますというふうなことは、私はき
わめて職務怠慢、とまでは申しませんけれども、
もう少しやばいという地方行政の――しかも
職員がこの場合四名も首になっておるわけだ
が、こういう重要な問題についてはひとつ自治省
のほうも調査をしておいていただきたい、これは
きょうだけで片づく問題でもないでしようから。
本来私は大蔵委員で、地方行政委員ではござい
ませんが、しかし関連がございませうので、また来
ている御質問をし、勉強させていただきたいと
思ひます。この場合はあなたが若干御存じのよ
うに、訓令から出た職務命令、それに違反して
おる。こういうことで委員長、副委員長、書記長、
書記次長という組合の幹部の方が四名ばかりと
首を切られたわけですね。しかもこの事件の内容と
いうのは、確かに前からいろいろ懸念の事項では
あったわけではございませうけれども、去年の十二
月の七日に訓令が出まして、九日に着令が出て、
本年の二月一日にはばつさりと首になった。こ
ういふことで、まことに順序よく、きわめてあざ
やかと申しますか、こういうわずかな、自治省の
ほうでも名札をどの程度着用しているかわから
ない。あるいは名札佩用でいろいろもめておる。し
かし、こういうことは藤以外に知らない。こ
ういふばさやかな小さい事件で、首切りが行な
われておるわけですね。大臣が十一時半においでに
なるといふことですが、なかなかおいでになり
ませんので、あまりここで全部聞いてしまうと大臣
の答弁がなくなつて、私の予定しておいた質問と
だいたい違つてくるわけではございませうので、ほん
とは大に臣に対してこういうことをどういふふう
に考えておるかというところ、この辺から突っ込ん
でお聞きしたいわけではございませうが、まずこ
ういふ事件をあなたのほうでどういふふうにお考
えにしておるか、御感想からお聞きしてまいりたい
と思ひます。

○佐久間政府委員 名札の佩用につきましては、そういうことをすることの可否につきましても、またいろいろ論議のあるところかと存じますが、地方公共団体の長が、住民の利便なりあるいは行政事務の管理執行の能率というふうないろいろな点から考えましてこれを採用するということは、これは当然そういうこともあつてしかるべきことかと思つております。問題は、その処分のごときでございますが、これも長が訓令を出し、さらに私どもが聞いたところによりますと、この訓令が守られますように相当努力もいたし、職務上の命令も出しておるようございまして、それに對しまして違反をいたしたということで長が懲戒処分を行なつたということございしますから、法律的に申しますと、この判段何ら問題はなからうかと思つておるわけでございます。ただ、自治省でどう考えるかという、感想はどうかということございしますが、私も似たし、これは、一般的に地方公共団体における労使の関係が、円滑に正常な形で運んでいくことが望ましいという考えをいたしておることは申すまでもございせん。

○只松委員 大臣がお見えになりませんから、少し横道にそれて聞いてみたいと思つてますが、この名札というのは自治省がさき言われたように、あまり知らないということですが、どういふふうにお考えになりますか。名札を着用することがそれほど市民にサービスになる、あるいは何か名札を着用しないとこんな市民が不便を感じる、こういうふうな、名札についてどういふ見解を自治省はお持ちですか。

○佐久間政府委員 まあ名札着用がどれだけ市民にプラスになるかという御質問でございますが、これも私も先ほど申しましたようにいろいろ調査をいたしておるわけでもございせんが、最近各市町村で名札を着用しておるところもかなりあるようございしますし、私も断片的に聞いておりますところでは、市民の方のほうからも好感を持たれておる場合が多いようございします。

し、また市役所の中で、職務の執行上からも好結果をもたらしておるということもあるように聞いております。しかし、これは私どもが正確にこの名札の着用の問題につきまして調査をいたしたり、あるいは検討したわけではございせん。ほんのまあ断片的に聞いたところだけでございします。

○只松委員 さつきから全国的にどの程度やっておるか、あるいはそのために紛争しておるのはいくらか知らないということございしますが、あなたのはきわめて無関心でいいかもしらないが、特に藤の当該者にとっては無心なことではないのです。しかもあなたのはうとしては、自治省から正式な見解を出されたのです。それで藤市当局側に言わせると、自治省がこういう見解をとったから首にされたというのです。何か藤だけが突然変異的に起こつて、そこでだけで問題が何かあったかと思つておる。しかもそれで首になつておるということがあるわけですから、あまりとげなないで、もう少し、知らないなら、ほんとうに知らないならしかたがないですが、知つておるだらうと思つておるのです。

そこでさらにお聞きしますが、こういう藤のようには訓令を出して名札の着用をさせておる市町村あるいは県というのは、幾つあるか、ひとつお答えをいただきたい。

○佐久間政府委員 その点も先ほど申しましたように、私も調査をいたしておるわけですのでお答えいたします。私ども調査をいたしてございせんのでお答えいたしかねます。

○只松委員 いま訓令を出したところも知らないというところですが、じゃ訓令をこういうことで出す値打ちといひますが、こういうことで訓令を出さなければならぬ、こういうふうにお思ひですか。

○佐久間政府委員 名札着用を職員にやらせざる場合は、これは職員全体に對して明示させる必要を考えますというところ、訓令というふうな形で一般的な定めをいたしておくことが適当な措置であると考えます。

○只松委員 大臣にお尋ねをいたします。先ほどから若干の法律議論と、それから当面しております埼玉県の藤市というのがあるのですが、この藤市で名札をつけるつけないで委員長など四名が首になつた事件があるもので、自治省側の見解を若干いまいお尋ねしておつたのです。

そこで、大臣よく御承知のように、憲法、法律、条例、規則、規程あるいは訓令、いろいろございします。その中のいづれに基いて職務命令が出されて、職務命令に基づいて市職幹部の人が名札をつける、つけないという争ひになつたというところで首を切られた。私が言つてゐるのは憲法なり法律なり、こういうものは強い拘束力、規制力があるわけですし、したがってそれに違反した場合には重い罰が加えられる。しかし条例とか規則、規程、訓令とか、順次こういうものは軽くなつていくわけですから、したがってこれに違反した場合には罰則というものは軽くなる、こういうことだと思つておるのです。ところが訓令から出た職務命令に違反したというところでは労働者にとりわけなんですが、この首というものは労働者にとりましては死刑なんですね。それで、処分のしかたにも減給だ、戒告だ、訓告だ、停職だ、いろいろあるわけですが、この訓令から出た職務命令に違反したというところだけで、働くものとしては死刑の首になつておるわけですね。私はまだ死刑のことばまで使つて自治省の見解はただしておらないわけですが、憲法なり法律に違反すれば相当の刑を科せられるわけですが、こういう規則や規程や訓令等に違反したというところではさばさばと死刑になつたのでは、国民はたまらないわけなんです。したがって、こういうことが妥当であるかどうかというところを、いろいろお聞きしておるわけですね。

そこで、大臣に重ねてお尋ねしておきたいと思つてますが、こういう法律よりも規程や訓令というものに違反したほうが、違反したほうがというより、そういうもののほうが拘束力が少ない。したがって違反したものは罰を加えられても当然に軽いものだ、こういうふうな理解するのが正しい解釈だと思つてますが、大臣もそういうふうにお考えになりますか。

○吉武國務大臣 私、この詳しい話を承つておりませんからどうかと思つておるわけでも、いま承つたところによりますと、藤市で職員に名札をつけるようにという職務命令が出て、それに従わなからうというところで処分が出た、こういうことのないからと、それで問題は、そういうふうな職務命令はどんなことでも出し、またどんなことに違反しても、どんな処分をしてもいいかというかね合いの問題だと私は思つておるわけですね。それで、まあこういう一つの職場でありまして、職場の規律というふうな点からいふことがあろうと思つておる。それは、職場の規律上必要なものができるだけ守つておくべきであらうと思つておる。違反したからさう解職というわけですが、それを、違反したからさう解職というわけですが、さういふ内容の職務命令が、さういふ程度の問題がどうかというところだと思つておるわけですね。しかし、いまこの名札の問題の処分の程度はどの程度までよくつてどの程度まで悪いのかとか、さういふ内容の職務命令がいかどうかという点は、これはもうちょっと冷静に考えてみてからでないと、私いふことでどうだということはいふにきくわけでもない、まあ職場のことですから、職場の規律上ある程度の必要なことはやはりそれは管理者の命に従つてやつていくということではないと、どんなことがあつたっておれらぬかなのだということでは困ると思つておる。それから、もし従わなという場合でも、従わなかつたからさう処分するということも私どうかという気がする。まあ話し合ひとか注意をするとかという段階というものがあつていいんじゃないかと思つておる。要するにさういふ処分についてはそれだけの救済の規定もあるし、また判断の機関もあるようでありまして、さういふ問題については、さういふところでまた判断されるであらうと思つておる。私は抽象的なことではございしますけれども、職場においては一定の規律とい

いものだ、こういうふうな理解するのが正しい解釈だと思つてますが、大臣もそういうふうにお考えになりますか。

○吉武國務大臣 私、この詳しい話を承つておりませんからどうかと思つておるわけでも、いま承つたところによりますと、藤市で職員に名札をつけるようにという職務命令が出て、それに従わなからうというところで処分が出た、こういうことのないからと、それで問題は、そういうふうな職務命令はどんなことでも出し、またどんなことに違反しても、どんな処分をしてもいいかというかね合いの問題だと私は思つておるわけですね。それで、まあこういう一つの職場でありまして、職場の規律というふうな点からいふことがあろうと思つておる。それは、職場の規律上必要なものができるだけ守つておくべきであらうと思つておる。違反したからさう解職というわけですが、それを、違反したからさう解職というわけですが、さういふ内容の職務命令が、さういふ程度の問題がどうかというところだと思つておるわけですね。しかし、いまこの名札の問題の処分の程度はどの程度までよくつてどの程度まで悪いのかとか、さういふ内容の職務命令がいかどうかという点は、これはもうちょっと冷静に考えてみてからでないと、私いふことでどうだということはいふにきくわけでもない、まあ職場のことですから、職場の規律上ある程度の必要なことはやはりそれは管理者の命に従つてやつていくということではないと、どんなことがあつたっておれらぬかなのだということでは困ると思つておる。それから、もし従わなという場合でも、従わなかつたからさう処分するということも私どうかという気がする。まあ話し合ひとか注意をするとかという段階というものがあつていいんじゃないかと思つておる。要するにさういふ処分についてはそれだけの救済の規定もあるし、また判断の機関もあるようでありまして、さういふ問題については、さういふところでまた判断されるであらうと思つておる。私は抽象的なことではございしますけれども、職場においては一定の規律とい

うものは保つていくべきものであるということ、それからその規律が守れないからといって、いきなりすぐそういう解職その他等の処分が出されるのは——注意その他の段階があつてもいいんじゃないかという感じがいたしますことを申し上げておきます。

○只松委員 労働行政をおやりになつておつたからなかなか常識的な答弁で、一般的にはそういうふうに出ておきたいと思つていますが、この場合は、先ほどからお話ししてありますように十二月七日の日に訓令が出て、九日の日に着令が出て、二月一日にもう首切りになつておるんです。その間に暮れや正月がずつとあるわけですから、実質上多少の話し合いが行なわれていたにしても、一カ月足らずでばつとやられて、ばつと首になつておるんですよ。これは前から二、三年来多少はもめておつたようでございます。しかし、これは前執行部と現在の首切られた執行部というのはまた相当違つたので、たとえば性格も違つておるわけなんです。現在の執行部になつて、しかも訓令を出されてからの日時は、いま言つたようなことで経過してきておるわけなんです。物事は、平面的な解釈と、こういう時間的その他立体的な判断と、かね合つて解釈していかなければならぬわけなんです。時間的にもそういう問題があるということとは、労働行政をやられた吉武さんのほうから見れば、これは何とめちなことをしたんだらう。さらに私的なことを言いますと、いま市長は脳軟化症で病院に入院しつぱなしでずつと寝ておるんです。それで市長がほとんど市の業務をやつておらない。たまたまこの首切りの辞令を出すときだけ出てきてやつたということ、悪口を言う人は、ちいとお頭がおかしいのだと言つておるような市長がこういうことをやつておるわけなんです。そういう諸般の情勢を頭に入れてひとつお考えいただく、これがいかにも無理であるか、めちやをやつたか、あるいは陰謀的なものであるかということがよくわかつてくるわけなんです。しかしそういうことはさておいて、この出した基礎になつた

のは、自治省の公務員課長が出した職員の名札佩用の可否についてということに対する答弁から向うはやつた、こういうことをよりどころにしておるわけなんです。ところがいろいろ聞いてみると、これは確かに公務員課長の名前で通達を出したけれども、さらば全国の地方公務員がどれだけこういうものを佩用しておるか、あるいは福山市や八王子市や釜石市やいろいろところで争いが起こつておるけれども、そういうことは知らぬ存ぜぬ、こういうことなんですね。全国の佩用の状況も知らない、あるいは紛争になつておることも知らないで、たまたま蔵市から問い合わせたらすぐばつと答えを出した、その答えに基づいて蔵市はすぐささず処分をやつた、こういうことは、私は先ほどから黙つてまだ反論はしないで聞いておるんですが、なかなか片手落ちだ。これは単に蔵市だけの処分ではなくて、自治省のやり方としてはたいへんに片手落ちだ、こういうふうには私は思つておるわけです。こういう点についてひとつ大臣のほうで、いまはつきり行政当局が答弁をされたのでは、悪いとはなかなか言にくいと思いますが、私はたいへんな、実情を知らないで、しかも全国の佩用状況その他も知らない。それから、いまお聞きしますと、とにかく名札を佩用することがどれだけ市民のサービスになるか、あるいはしないかということがどれだけ市民サービスの妨害になるか、これは国家公務員の各級機関はどれだけ名札をつけておるかについてないか、そういうことが全部常識的に判断してくれば出てくる一つの結論であるわけなんです。ひとつそこらに對する大臣のお考えをあらためて聞いておきたいと思つておきます。

○吉武國務大臣 自治体でどういうふうな取り扱ひをされておるかという実態を見る必要もあるうかと思つていますが、一般に市民の方が市役所等に来られて、仕事をされるときに、いろいろお尋ねもすればまたお願ひもするし、何かやつておるときに、いまの方はどなただつたかなというように知つて帰るということとは、また再度来るときに、この前どなたさんにお会いしてこうでしたからということも、私自身実は税務署に行つたりあるいは市役所へ行つたりして名前をわざわざお尋ねして帰るようなこともあることですから、名前の札を下げるということはどうかなという気もしますけれども、まあその厳格に考えないで、サービスのつもりでならば私はずつとつけたほうが、一般の民衆からみればいいじゃないかという気がするわけであります。しかし、それをいま私どもが全国の各地方団体に、ぜひそれをやれよというほど言うべきかどうかというときには、まだもう少し慎重にいろいろの御意見も聞いてみるにやならぬと思うのですが、要はそのいわゆる執行部の方々の判断で、こういうふうにしたがうべきではないかということでおやりになることであれば、私はそれをどうしても反対はださず、こう特にいひがみ合うことになしに、まあできれば話し合いの上でつけて実行されることはいいんじゃないかというふうな気がするわけであります。本省のほうからどういう指令を出したかどうか、まだ私聞いておりませんけれども、まあ銀行に行きまして、役所あたりに行きまして、私も民衆の側から見れば名札でちょっとわかつて、どなただかということを示されるのは差しつかえないじゃないかという気がするわけでございます。

○只松委員 それも常識としては確かにそういうことだろうと思つておられます。しかしそんなによければ、たとえば私が行つても、自治省の課長さんなり会つても、名札がついておるほうがいいわけなんです。これはみんなつけたほうがいいと思うのです。しかしこれは本省に行こうがどこへ行こうが、さつき聞いてみますと、全国の都道府県、どれだけつけているか自治省さえも知らないといふくらい、あるいはそういうことで問題が起きるというところさえ知らないというくらい関心が薄いわけなんです。だから、確かに市民なり一般国民としては、ばくらが行って、あの人はだれだつたかなと思つて、名札があつたほうがいいというところもあります。しかしつけるほうにしてみれば、一々自分の名前をつけられたのじゃ、何か顔を覚えられようになつて気まずさというのがあるらしいのです。したがつて、そこいらで結局全国の国家公務員、地方公務員というのは名札が全部ついていないと思うのです。だから私たちのそういう考えというか、便利さと、それから着用する側の立場と、いろいろあるわけですから、それをどこで——ここに名札をつけなくて、たとえば机に置く。徳島県では何か机に置くというところで話がついた。こういうふうに出ておるわけです。したがつて、名前を知らせる方法にもいろいろの方法があるので、胸にしないからけしからぬというふうなことで頭ごなしというのでも私はどうかと思つておる。それから、それだけが絶対の市民サービスかという、必ずしもそうとも思われない。それをつけなければ、いま言うように暮れから正月まで一カ月足らずの間、大して話し合いもしないでばつと首をやつちやうというの——しかも首切られた人は、私の非常に親しい人でもあるし、非常に温厚な人なんです。それが非常に過激な人が団交、団交ということをやつていったなら、これはわからぬことはありませぬけれども、むしろ非常に温厚な組合指導者ですね、その人を四人ばさりこつたやつたということ。国会ですら、蔵の市会じゃございませぬから、そういうこまかいことはいろいろ私は論議しようとは思つておりませんけれども、そういう諸般の情勢というものを自治省のほうでも、こういう一片の通達を出したために末端ではこういうことを起こしておるわけですから、ひとつよく調べていただきたいと思つておきます。私は知事にもそのことをよく調べるように、実はきのうも会いましてそのことを申し上げております。自治省のほうでも本来は責任がないということか知りませんが、こうやつて出されたということから、蔵市側としては自治省の見解に基づいてしました、こう言つて一方的に逃げるわけですから、全然関係がないということではございませぬから、自治省でよく実情を調査していただきたい

外から見た場合には常識はずれといったような、そういうような気がするわけです。これはいろいろな経過があったのでしょね、そういうようなことだろうと思うのですけれども、いまお聞きした限りにおいてはそんなような気がするわけです。

そこで、私はいま行政局長の御答弁では、あとはこれはもうきっちりした手続が行なわれたのだから、法的な手続でまたあと処理していくということになりますと、不服審査の要求ですよ。そういうことになりますと、公平委員会がまた審査する。私はそういう手続が法律上残されているということは、これはわかりますけれども、しかし、私はこういうようなケースの場合は、蕨といえ

れども、そういうふうな内部のそのほうの関係は、内部でできるだけ解決をしていただく。そしてそれが内部で解決ができればそれぞれのまた機関もあることですから、そういうところではかっていくということでない、私も別にそれにタッチするのがいやだというわけじゃありませんけれども、全国の数多くの自治体の中にはいろいろな問題が起ってくるでありますように、ちょっと私いますぐこれについてどうしようという考えはございません。

それから、問題はやはり一つの職場でありますから、その職場における問題はすべてが円満というわけにもいかぬかもしれないけれども、平素からやはり理事者側と職員との間にはひとつ意思

それから、いま自治省が抜き打ち的に出かけて行つて、監査をしてどうこうということですが、そういうことも私どもはできるだけ差し控えておるつもりでございます。

○只松委員　法務行政をやられた吉武さんですからよく御存じになっておると思いますが、首切りというのは、これは労働者にとつて最大の極刑なわけですね。特にこういうふうになれば、退職金も何も出ないわけですからね。だからよほどでなければいけない。たとえば、自治省関係で小金井市で五割休暇が十回もやられて、そのときに委員長が一人、まだ争われておるわけです。それから緩部市で十割のすわり込みをやったときに委員長が一人というように、自治省関係にも多少そう

いうものはありませんけれども、名札をつけたことは、さっき言われたように、いいか悪いかわかりません。見解の相違がある。こういうふうな問題、これは私だけではなく、だれだって常識的にそういう判断をする。こういう問題で大臣も、前奏曲は多少ありますが、正式に訓令が出て、正式の国交になってから一回そこで四人ばっさり首になる、こういうことはあまりにもひどい、職権乱用とまで大臣は言わないかも知れぬけれども、とにかくこれはいささか穏当を欠く、こういうことくらいは当然お考えになると思うのですよ。この経緯についてのお考えはどうですか。

○吉武国務大臣 私事情をよく知りませんが、いまだただそれだけをとらえて判断するということとはどうかと思います。しかし問題は、やはりそれぞれの公平委員会等によってそれを判断する機関もあることでありまして、そういうところで取り上げて解決をするというほうがいいんじゃないか、かように私は存じております。内容は私はよく存じませんが、いまここのでいって、悪いと言え、こうおっしゃってのもちょっと申し上げにくい。まあ自治省というものは、できるだけ自治体の中のいろいろな紛争に一つ頭を突っ込んで、右へ行こう左へ行こうというわけにいかぬ、またしないほうがいい、かように思います。

○只松委員 だから、蔵市の具体的問題については内容という面にはわたくしは思いますが、しかし先ほどから繰り返して言っておきますように、長く労働行政を担当された吉武自治大臣として、この自治省管内におけるいままでのいろいろな紛争、そういうものをいろいろ照らし合わせてみて、こういう態度そのものに問題がある。私はこれは蔵市の市会でないからこまかくは申しませんが、蔵市に例をとると、たとえば市条例の中でバッジをつけるということが、いままでつけたことがないんです。これは例案というものは訓令以上に拘束力を持つわけですよ。ところがこれをつけなくて、この問題が起って、急遽バッジを配付いたしましてつけさせた。こういうことをしているんですよ。みんなが違反しているんですよ。それじゃ全職員首を切ったらい。条例を履行しなかった市長も、助役も、何も全部首にすることがいいんですよ。この名札の問題が起ってからは、これはたいへんだというので、急遽バッジを配付した、そういうこともあるわけですが、こういういろいろな問題を総合して、私は特に蔵の問題を突っ込んでと言っておきませんが、蔵の問題を突っ込んで、このくらいで何人もばっさばっさと首になつたのでは、それは労働者は黙ってはおれない。不安でたまらない。これは明らかに職権の乱用だと思つていますが、そこまで答弁していただくなら、おのづからことは出ると思うのですが、いかがですか。

○吉武国務大臣 先ほど来申し上げましたように、蔵市のその問題については、一般論を言うわけにまいりません。具体的問題でございまして、その具体的事情というものをよく見ませんと私は判断はしにくい。したがって、それについてはそれぞれの救済規定といえますか、判断機能といえるものがあるわけでありまして、それによって判断をされていく、そうされるべきものと私は存じます。

○井岡委員 最初の大蔵の話を聞いてみると、一方では常識論を言い、一方では逃げを打っている。この点は私は非常にひきょうだと思つて、この問題が起ってあなたのところへたずねてきたら、訓令を出さないで指示をしていく。それから問題が起つた。そうしてその訓令に基づいてやつたところが本人はやらなかった。そこでばつさりいふ。こういう意味なんですか。こんなばかげたことがありまして、それでもって救済規定がある。そのほうに回しなさい、——なぞ訓令を出したのですか、その点明らかにしてもいい。

○吉武国務大臣 名札をつけるかつけなかないかという点についての問い合わせにつきましては、本

省のほうで、それはつけるというのでおやりになるならそれでいい。さうだと言ふことは、私は差しつかえないと存じます。それに違反した者は首を切りなさいという指示をしたことは、私はなからうと思つて。でありますから、そういう処分をしたというのであれば、その処分の救済は救済の規定があるから、それによってなされたらどうですかというのを申し上げていくわけだ、決してひきょうでも何でもありません。私は当然のことを申し上げておる。その判断の基準は常識によつてなされるであらうでしょう。

○井岡委員 名札をつけなさい、——そのときにはつけなさい、話をしてもどうしてもつけなさい、とこつて言つてきているわけだ。それなら訓令を出さないで、こつて言つていくわけだ。そこで訓令を出したわけなんです。そこで首を切つたわけだ。したがって、私はその点について、なぜ大臣が言われるように、なお話し合ひをしない、さういふことを言わないのですか。問題は、できるだけさういふことでトラブルが起らないようにすることが、指導行政をなさうか、おの自治省のたてまえじゃないですか。先ほど大臣は、つけたほうがみんなよくわかつて親切でいい、同時に反面自治行政をやつていく、あるいは市行政をやつていく場合、非常にいやなことと言わなければならぬ場合、非常ないやなことなんです。たとえば都市計画を行なうとして立ちのきをしてもらわなければいけません、立ちのきをしてもらう際に、本人は百万円ももらいたい、しかしながら、いろいろの査定がある十五万円しか出せない、こういう場合があると思うのです。その場合、いろいろの言ひを交差する。どうして話のつかない場合は強制立ちのきをやらす。その場合に、名前をつけておたならばその人は非常に非情な人だといふことにもなりかねないわけなんです。さういふ点を考えれば、私はつけなさい、つけなさいといふことについては、一方においてはいい面もあるかわりに、一方においては非常に苦しい面があると思うのです。ですから

責任者のところに名前をつけて、さうしてその人たちに話をして、その責任者が責任を持つてやる、こういう形が私は望ましいと思つて。さういふ点を考えてみると、大臣の言われたことは常識的にはあると同時に、一方において指導というものが若干思いやりがなかったのじゃないか、さういふ気がしてならないのです。この点お伺ひいたします。

○佐久間政府委員 自治省から出した文書回答につきましてのお尋ねでございますが、私からお答え申し上げたいと思つて、自治省には、蔵の市長から法律的名札を照会してまいつたのでございまして。この名札佩用について、「これを法的に行なうことができるかどうか、その可否を御教授いただきたくお願いいたします。なお本市には職員服務規程はありますが、その内容には名札に関する規定は何らありません。」さういふ法律上の見解を聞いてみましたので、それに対しては自治省の公務員課長から「職務の遂行上必要がある」と認められる限り名札の佩用について職務命令を発することができるとの了解です。これは法律上できるというのです。なお職員全体に対するものであるから訓令等で一般的に定めておくことが必要である。さういふ回答をいたしたわけでございます。私どもは蔵市にどのような紛争があつて、それに対してどういふふうにして、さういふ法律上の見解に対する見解を回答したということでございます。

○井岡委員 大臣、いまお聞きになられたとおりです。法律的な見解を明らかにしたのだ、さう言つておいては、法律命令等が出せる、あなたの方のほうはその問題から尋ねてきたんだといふことが明らかにわかつてはいるはずなんです。さうなんですよ。お伺ひします。

○佐久間政府委員 この照会を受けました当時におきましては、蔵市におきまして名札佩用につきましてどのようなトラブルがあつたといふこと

げ足をとるわけじゃありませんが、法律論としては私がバジの問題を出したら、それは形式論に過ぎやしないとおっしゃった。それはそれでいい。自治省が法律解釈をして出したことからここに労働問題が発生してきているのです。労働行政がここに起こっているわけですから。

そこで問題は、ほんとうは法律論と労働問題と分けて議論しないとちゃんぽんの議論になってきて、なかなか明確な線が出てこないわけですね。ところが、ずっといまちゃんぽんに議論してきていますから、法律論としては自治省の答弁はそれでいいと思えます。そこに端を発して労働行政が出てきている。その点に関しては、法律解釈の限りにおいては、自治省としては一つの見解を下しているわけですね。これは出した以上は正しい、それで誤りはない、こうおっしゃっている。それから労働行政が出てきている。しかし労働行政はおれのほうは知らない。そこになってくると市役所の問題である、自治省は一々あずかり知るところではない、こう逃げを打っておられる。あなたのほうは逃げじゃないとおっしゃるけれども、しかし政治ですから生きておるわけですね。ほか大蔵委員会という議論をしていいますけれども、大蔵省のきめたことを、銀行や証券会社が全部——そんなことは知らない、証券会社がやったんだ、いや銀行がやったんだなんていえば、政治というものはいいですよ。まして自治省と都道府県、市町村というのは一体関係にあるわけですね。その何階かのビルの中に突然として役人だけがいるというのが自治省じゃないわけですね。地方行政のそういう末端機構と連関して自治省というものはある。しかも言うように、あなたが法律解釈をしたところに端を発している。あなたが市役所や県庁におつとめになつてみればよくわかるように何かある場合に、県庁がこういう解釈をした、自治省がこういう解釈をして指導した、こうやって、にじきの御旗で通る。そういうところから端を発してきている。そこで私は法律論はあまりしないで、主として労働問題のほうからお尋ねしていったわけですね。法律論なら法律論をしたって一つの議論はあるのです。しかしぼくは、ここでそれをしようとしなくて、長年労働行政をやられた吉武さんですから、ある程度の答えが出るだろう。ある程度の答えが出れば、それなりに先ほどから言われているように、できるだけ円満に地方行政がいくように、事を争えという自治大臣は一人もいないと思いますけれども、そういうふうにおっしゃるから、そういう方向に持っていこうと思つて議論をし、また事を進めているわけですね。だからそういう意味で、法律論の面からだけの解釈で逃げを打たないで、労働行政としてこういう問題が出てきておる。しかも現実には四人というものは首切られておるわけですが、これをもとに戻すということのサセションをしるというのを私は一言も言っていない。ただこういうのを一般的に解釈して、さつきから言うように、蔵市なり浦和市なりがかってにおやりなさいということではなくて、自治省の態度として労働行政のこういう面に対して多少なりとも見解の表明といえますか、これは法律論一点ばかりからいえば、確かに公平委員会の訟訴で争えはいいのです。こんなことは知っているし、そんなことなら、ここに持ってきてやしません。そういうことでなくて、これを円満におさめていきたい、こういう観点に立つならば、自治省側が、一〇〇%の原因があるとは言わないけれども、法律解釈を示したことに端を発してこういう労働問題が起つてきているわけですから、そこらにはひとつ親心のあるところを示したらどうですか、こういうことを言っているのです。大臣の所見を簡単に……

思つて申し上げるのですけれども、そのために公平委員会というものがあつて、そういう処分が不当である場合は、それを救済するためのわざわざそういう機関があるわけですから、いま本省がひかけていって、その決定のないのにどうだこうだということば、それは差し控えるほうがいいと思う。むしろそういうところによつて救済をされいくことが望ましくはないかということをおし上げておられるわけですね。労働組合だつて、不当労働行為があればそれちゃんと訴える機関があつてやつておられるのですから、それをそういう機関を経ないで、ほかのほうで一々あつて、正しい判断で正しく行なわれていくことが私は望ましいと思つております。

○重盛委員 関連して。私が只松君の質問とあなたの答弁を聞いておると、長い間労働行政に携わつてきた大臣の答弁ではなくて、おれはいま自治省を所管する自治大臣の立場としての申すぞという態度が見える。労働問題で公平委員会にかけて処理するぐらいのことは、只松委員でもわれわれでもみんな知っているのです。しかしそうすることより先に、あなたの方の意見や国としての基本方針というものはどこにあるか、一体労働者と自治体のあり方がこういう姿で行なわれていいのか悪いのか、ここにやっぱり問題がある。

その前に、私はちょっと佐久間さんに聞きたいのだが、こういう行政指導をしているというお話がさつき出て、聞くと、十二月から二月一日まで一カ月半ぐらいの間にこういう処分が出た。この間に行政命令は出した、服務命令も出したけれども聞かないからどうしたらいいか、あるいはこういう処分をしたいと思うかどうかというふうな問い合わせが一ぺんでもあつたかないか。あつた、ない、それだけでいい。

○佐久間国務大臣 ございません。
○重盛委員 そうだとすると、これは自治省の出した回答なるものをどういうふうな解釈したか、向こうが、これによつて首を切つていいのだとい

う解釈をしたのか。先ほど安井委員の言うように、首というのは最後だ。その前に戒告とか懲戒あるいは停職それから減俸、いろいろなものがある。そうして最後に首です。だから、言いかえればこういう程度のものであれば、労働行政に少しでも携つた者ならば、これは訓戒ぐらいでまずやつて、それでも聞かなかったなら、たとえば停職をやつてみよう、停職で聞かない、やむを得ぬから首にしようという段階があつていいはずですね。ところが、いきなり首にしたというところに問題があるのであつて、なるほどそういう事態になつたならば公平委員会にかけてやればいいではないかという。私は全国全部のものを指導しなさいとは言わない。しかし特別のケースとして起つてきた問題に対しては、自治省としての、あるいは自治大臣としての見解を——自治大臣はどうお考えになつていらっしゃるけれども、地方公務員はみんなあなたの子供と同じです。自治大臣のもとに働いている地方公務員でありますから、それが全く地方公共事業に役立たない姿であつたとするならば、あるいはかなり強硬な態度をとることもけつこうです。しかしその紛争のために蔵市であるがどこであるが、そういうところの仕事の能率があがらぬという状態ができたとするならば、それは考えてやらなければならぬケースになつてくると思う。いわんやい言うような短期間に首にされたということになるならば、これは公平委員会にかけられる前にいまいち相談をしてみたらどうだと、公式には言えないかもしれないけれども、そのくらの考え方をもち、そのくらの温情を持った政治をやらなければならぬであろう。法律的にできているからいいじゃないかとあなたが言われるなら、あなたは公平委員会というものの実態を知つていますか。きわめて小さなところでありますからあるいは自治省でも知らぬかもしれぬが、茨城県に明野町という町がある。そこでやはりこういうふうな問題で何年か前に首を切つた。公平委員会にかけて、公平委員会は全く不当だという判断を下して復職すべしとした。その

○佐久間政府委員　こういうものを採用しろということは訓令でできております。しかし、処分理由として廣市で申しておりますのは、地方公務員法二十九条の第一項第一号違反ということであります。

○門司委員　私もそうだと思うのです。いまお話のあった二十九条の後段には明らかに、首を切る場合には条例によらなければならないということが書いてあるはずであります。単なる思いつきや考え方で首を切られてはかなわぬ。条例によってやるはずで、廣市の訓令事項によるものならば、むしろ訓令でありますから、議会の議決を経ないでと考える。それと、法律の二十九条で、条例で首を切ることを定めていなければならないと書いてあることとの関連はどうなりますか。少なくとも一人の処分をしようとする場合の基本的要件としては、法律違反よりもむしろ条例に定められたものについての違反行為であるということならば、これは議会の協賛を一応経ておられますから公のものになっておりますし、審議がされておるからまあ考えられる。それを受けたのが、結局二十九条の、首切りは条例によらなければならないと書いてあるところだ。私は法律はこう解釈すべきだと考えておる。市長の思いつきで、規則に、まごまごすると訓令に違反したから首切りに該当するということが作意的に行なわれると、とんでもないことが起きますよ。この辺の解釈はどうなんです。期間が長ければ、あるいは議会にかけてもう少し審議がされておった、あるいは議会でも討論が行なわれておったという経緯があると思いませんか、一カ月か一カ月半ではその経緯が何にもないと思うのです。単なる市長さんの思いつき、というところから来るかもしれないが、名札をつけられどうだろうというような考え方で、名札をつけることを一応市の規則で訓令によってきめた。おそらくこれは規則でしょう。それが首切りの材料になるということになると、これはちょっとゆゆしい問題を起しやしないかと思われる。と同時に、法律の趣旨と少

し変わった関係が出てくるような感じがするので、その点自治省はどうお考えになりますか。

○佐久間政府委員　先生のおっしゃっておられますのは、二十九条第二項で、職員の手続及び効果は、条例で定めなければならない、こう書いてございまして、これは懲戒の手続を条例で定めるわけにございまして、ちゃんとこの条例によっております。それから第一項のほうで、左の各号の一に該当する場合においては、これに對し懲戒処分としてこれの処分をすることができるとしてございまして。そこで懲戒事由でございしますが、その事由といたしましては、この法律あるいは条例、規則もしくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合、あるいは二号で、職務上の義務に違反したり、職務を怠った場合というように書いてございまして。それで廣市の場合にございましては、この一号で、この法律に違反した場合は、地方公務員法の三十二條、「職員は、その職務を遂行するに當て、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」という規定でございまして。この三十二條の職務命令に違反をしたということを事由といたしまして処罰をいたしたものでござい

ます。

○門司委員　私はそのとおりだと思うのです。それからこの懲戒の問題は、二十九条以外にもう一つあるわけですね。分限と懲戒というものは二十何条かもう一項書いてあります。この法律は、そういう懲戒、分限等については二重に書き、さらに三十二條との関連性において行なわれるものは、先ほどから申し上げておりますように、われわれの解釈としては、少なくとも職員の手続を切るという業務命令その他については、その根拠というものは、やはり条例で定めた根拠というふうなものか考えられなければならないのではないかと、さういふことかと思つて、これはどういふことかといふこと、さらにもう一つ地方公務員法の中に書いてあ

るの、首切つてよろしいというところに、実はその職域がなくなつた場合とか、あるいは予算が非常に減らされたとかといふことが書いてあります。この場合は、少なくとも議会の議決を経て職場をなくする、あるいは予算がきめられるのであります。しかし、その場合においても、単に予算が減つたから、ことしの予算が三割減つたから、三割首切らなさいといふことはできないはずであります。これは法律の解釈上、単にさういふばく然としたもので、自分の市の予算が三割減つたから、職員を三割首切つてもいいというふうなべらぼうなことは、私はないはずだと思つて、したがつて、そのことはどういふことかといふこと、結局はやはり、たとえば業務命令を出す根拠としては、条例で定められたようなものについてのみ私は規定すべきであつて、思ひつきのものではないと思つて、思ひつきのものは失礼かもしれませんが、思ひつきのことといふことは、本人の行ないによつてということを使ひ、これまた行き過ぎかもしれないませんが、亭主の好きな赤烏帽子といふようなこともありまして、さういふ形で行き過ぎた細則、規則といふものは首切りに値するものであるかどうかといふことは、少し問題があると思つて、少なくとも、首切りに値するようなもの、全国一律に行なわれておる。いわゆる三十二條に規定した範囲内におけるといふか、少なくとも地方公務員法という法律に定めた範囲内における問題であるならば、私はまだ首切りに値する」と正当に考えるわけですね。したがつて、法律の根拠も持つておらない、議会に議決もされておらない、したがつて、条例にもなつておらないものが、単なる市長の、さういふ指図といふことは、どうかと思つて、細則で首を切られるといふことについては、私はわからぬ。

○佐久間政府委員　この訓令を定めますにあたりまして議会の意見を聞いたかどうかは存じませんが、私も聞きまして、市議会から再度要望が市長に

あつたといふことを聞いております。

○只松委員　大臣、最後に、さつきから形式答弁といわれておつておられますが、どうも形だけの答弁が多いわけですね。まだ公平委員会に出すかどうか、さういふことばでいろいろ検討しておる、公平委員会に持ち込む、さういふことをすばすばとさつて、さういふ形になつていないのですよ。さういふことだから、さつきからいろいろ質問したり、意見を述べているわけですね。

そこで結論だけ形式的にいへば、裁判にいく、裁判にいくばすやわかる、九九％か一〇〇％勝つて、大臣も自治体のできるだけ平和な、あるいは秩序ある——といふことを言つておられますから、さういふことで私たちはいろいろ発言をしてきて

いるわけですね。自治省側においてもよくこの問題を調査して、もう一ぺん私たちもここに出てきてやりますから、自治省側の意のあるところはあるところ、伝え方にもいろいろあるわけですから、ひとつよくさういふ趣旨に基づいて善処されるよう要望いたしまして、私の発言を終わりたいと思つております。

○中馬委員長　この際、吉田委員から発言を求められておりますのでこれを許します。

○吉田(賢)委員　資料を要求しておきたい。四日市市、倉敷市、並びにその他新産都市とい

たしましていろいろの事情があればそれも願いた
いと思いますが、この二つの市につきまして、最
近の日刊新聞は非常に経済開発に伴って経済が悪
化しておる状況を伝えておる。これは全体の地方
財政計画と新産都市並びに工業地域の開発との関
連において重要だと思ひますので、この二つの市
を中心に類似の市があればあわせて財政の実態を
きょう調べられる範囲でよろしいですから、早急
に資料として提出を願ひたい。

○中馬委員長 本日はこれにて散会し、次会は公
報をもってお知らせいたします。

午後一時十六分散会

昭和四十年二月二十二日印刷

昭和四十年二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局